## 富山市都市交通協議会運営要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例(以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、富山市都市交通協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。 (所掌事務)
- 第2条 協議会は、次の事項について検討するものとする。
  - (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく、地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整
  - (2) 富山市の都市交通計画とそれに基づく事業の実施に関する事項
  - (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、条例別表に掲げる委員の定数の範囲で、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 協議会に、会長1名を置く。

(会議)

- 第4条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として公開とする。

(庶 務)

第6条 協議会に関する庶務は、富山市活力都市創造部交通政策課において処理する。

(細 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年6月24日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年2月22日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(富山市都市交通協議会設置要綱の廃止)
- 9 富山市都市交通協議会設置要綱(平成19年11月12日制定)は、廃止する。

## 別表(第3条関係)

	所 属	役 職	備考
会長	富山市	副市長	
委員	富山大学 都市デザイン学部	教授	
委員	富山商工会議所	専務理事	
委員	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室	室長	
委員	富山地方鉄道株式会社	代表取締役社長	
委員	あいの風とやま鉄道株式会社	代表取締役社長	
委員	富山県タクシー協会	会長	
委員	株式会社富山市民プラザ	常務取締役	
委員	国土交通省 北陸地方整備局 都市・住宅整備課	課長	
委員	国土交通省 北陸信越運輸局 富山運輸支局	支局長	
委員	国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長	
委員	富山県 交通政策局	次長	
委員	富山県 土木部	次長	
委員	富山県警察本部 交通部 交通規制課	課長	